

# 第1章 法律の概要

## 1 法律の目的等

### (1) 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

### (2) NPO法人になるための基準

この法律に基づいて、NPO法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です（法2②、法12①）。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）（法2②一）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（法2②一イ）
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ・ロ）
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと（法12①三）
- ク 10人以上の社員を有するものであること（法12①四）

## 2 NPO法人設立の手続

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法10①）。提出された書類の一部は、受理した日から1カ月間、公衆の縦覧に供することとなります（法10②）。

所轄庁は、申請書の受理後3カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法12②）。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります（法13①）。

（注1）申請書に添付する書類は、以下の①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当します。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥ 上記1の(2)のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。）

（注2）NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）となります（法9）。

### 3 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO 法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご留意ください。

#### ① 役員

NPO 法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表<sup>(注1)</sup>し、その過半数<sup>(注2)</sup>をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、暴力団の構成員等は、役員にははなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています（法15～24）。

（注1） 定款をもって、その代表権を制限することができます。

（注2） 定款において特別の定めを置くことができます。

#### ② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません（法14の2）。

#### ③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法5）。

#### ④ 事業報告書等

毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可。以下同じ。）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法27～29）。

#### ⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法25③④）。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります（法25⑥）。

（注） 定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となるのは、以下の①～⑩に関する事項となります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

#### ⑥ 合併、解散

NPO 法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別の NPO 法人との合併又は解散を行うことができます（法11③）。NPO 法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります

(法 31～39)。

(注) 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、以下の①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません(法 11③)。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

#### ⑦ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO 法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります(法 41～43、77～81)。

## 4 NPO 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご注意ください。

### (1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります(法 28～30)。

(注) 閲覧される書類は、以下の①～⑨となります。

- ① 事業報告書
- ② 貸借対照表(事務所への備置き及び所轄庁への提出に加えて、公告も必要となります。)
- ③ 活動計算書
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

### (2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、各税の担当部署に御相談ください。

#### ① 国税(担当部署: 管轄の税務署)

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」(以下「収益事業」とする)(その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。)から生じる所得に対して課税されることとなります。

なお、法人税法に規定された「収益事業」を開始した場合は、届出が必要となります。

## ② 地方税（法人関係税）

### ア 法人府民税（担当部署：京都地方税機構法人税務課）

京都府に納める税金で、法人税額に応じて課税される「法人税割」と、「収益事業」の有無や所得の額にかかわらず一律に納税義務がある「均等割」の2種類があります。「収益事業」を行わない場合は、京都府では「均等割」は課税免除となり、「法人税割」は非課税となります。また、京都府では、「均等割」において「収益事業」を行っていても設立3年以内であり赤字事業年度等であれば免除規定があります（「5 京都府におけるNPO 法人に対する府税の優遇措置について」を参照）。

### イ 法人事業税（担当部署：京都地方税機構法人税務課）

京都府に納める税金で、税法上の収益事業から生じた所得に課税されます。

### ウ 法人市町村民税（担当部署：京都地方税機構法人税務課及び京都市行財政局市税事務所法人税務担当）

市町村に納める税金で、法人府民税と同様、「法人税割」と「均等割」の2種類があります。収益事業を行わない場合は、「均等割」は課税免除又は減税、「法人税割」は非課税となります。収益事業を行う場合は、免除規定のある市町村もあります。

### エ 事業所税（担当部署：京都市行財政局市税事務所法人税務担当）

京都市に納める税金で、床面積1,000㎡を超える場合に納税が必要な「資産割」と、従業者数100人を超える場合に納税が必要な「従業者割」があります。

（平成26年10月1日以降に開始する事業年度）

（参考）

		収益事業を行わない場合		収益事業を行う場合	
法人府民税	均等割	2万円	課税免除	課税（免除規定有）	
	法人税割	法人税額の3.2% または4.0%	非課税	課税	
法人市町村民税 （※）	均等割	5万円～6万円	課税免除又は減税	課税	免除規定のある市町村もあります。
	法人税割	法人税額の 9.7%～12.1%	非課税	課税	

（※）京都市における税率については、京都市行財政局市税事務所法人税務担当に、また、京都市以外の府内市町村における税率については、京都地方税機構法人税務課へお問い合わせください。

（注1）法人税法上の収益事業は、物品販売業等の下記に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法2十三、法人令5①）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

（注2）特定非営利活動に係る事業であっても、上記（注1）に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されます。

## 5 京都府におけるNPO 法人に対する府税の優遇措置について（フロー図 P24）

京都府では、特定非営利活動法人に対し、次のとおり府税の優遇措置を行っています。

### (1) 優遇措置の内容

#### ① 法人府民税の均等割の課税免除

「法人税法上の収益事業」を行わないNPO法人については、当該事業年度分の法人府民税の均等割を免除

します（この場合、免除に関する申請等の手続きは不要です）。

また、法人税法上の収益事業を行うNPO法人について、次のア～エの要件のいずれかに該当する事業年度分の法人府民税の均等割を免除します。

- ア 法人設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度（赤字事業年度）
- イ 平成30年3月31日までに開始する各事業年度のうち、前年度と比較して府内における常用雇用者の総数が増加した事業年度
- ウ 平成22年4月1日から平成30年3月31日までに開始する各事業年度のうち、府内における常用雇用者の総数が前年度と同数かつ当該事業年度の総収入金額（※）が前事業年度の総収入金額未満である事業年度（※総収入金額は、①会費・入会金 ②事業に伴う収入 ③寄附金・補助金 ④利息・配当金が対象となります。）
- エ 平成30年3月31日までに開始する各事業年度のうち、設立後最初の事業年度で当該事業年度末日に常用雇用者がいる場合

※ 実施している事業が法人税法上の収益事業に該当するか否かは、管轄の税務署にご確認ください。  
なお、収益事業に該当する場合は、管轄の京都地方税機構、府税事務所、府広域振興局税務室又は、京都府税務課への届出も必要となりますのでご注意ください。

## ② 不動産取得税及び自動車取得税の課税免除

次のア～ウの要件の全てに該当する場合は、不動産取得税及び自動車取得税を免除します。

- ア 法人設立の日から3年以内に取得したもの
- イ 定款に定められた特定非営利活動に係る事業の用に供するもの
- ウ 無償（寄附、贈与など）で譲り受けたもの

※ 当該不動産又は自動車は譲渡者が所有していたものであることが必要です。

## (2) 免除手続

優遇措置の適用を受けるためには、以下のとおり課税免除の適用申請等を行う必要があります。（申請書の様式は京都府のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/kyoiku/npo/index.html>）からダウンロードできます。）

### ① 府民税の均等割の課税免除

- ア 課税免除を受けようとする事業年度終了後申告期限の30日前までに課税免除適用申請書を、京都府庁府民力推進課へ提出してください。添付書類は次のとおりです。
  - ・ 定款の写し、調査等依頼書、常用雇用者一覧表（常用雇用者の維持・増加による課税免除を受けようとする場合。）、当該事業年度及び前事業年度の収支計算書及び総収入金額に関する書類（常用雇用者の維持による課税免除を受けようとする場合。）
  - ・ なお、常用雇用者の維持又は増加による課税免除を申請する場合は、申請時に給与台帳等常用雇用者の維持又は増加が確認できる書類を提示してください。

イ 対象と認められる場合、その旨の書面を交付しますので、申告期限の日までにその書面を添付して、京都地方税機構申告センターに申告を行ってください。

## ② 不動産取得税の課税免除

ア 不動産を取得した日から当該不動産に係る不動産取得税の納期限の14日前までに課税免除適用申請書を、京都府庁府民力推進課へ提出してください。(添付書類：無償譲渡確認書、定款の写し、不動産の登記簿謄本、位置図、建物平面図(家屋の場合)、調査等依頼書)

イ 対象と認められる場合、その旨の書面を交付しますので、その書面を不動産取得税の納期限の日までに、所管の府税事務所又は広域振興局税務室に提出してください。

## ③ 自動車取得税の課税免除

ア 自動車を取得しようとする日の14日前までに課税免除適用申請書を、京都府庁府民力推進課へ提出してください。(添付書類：無償譲渡確認書、定款の写し、自動車の写真、調査等依頼書)

イ 対象と認められる場合、その旨の書面を交付しますので、その書面を自動車取得税の申告書に添付して、自動車税管理事務所に申告してください。(書面の交付日から2箇月以内に申告を行わない場合、再申請が必要になりますのでご注意ください。)

※ いずれの税目についても、定められた時期までに申請及び申告等を行わなかった場合及び以下の場合には、課税免除は適用されませんのでご注意ください。

- ① 府税を滞納しているとき
- ② 過去3年間に府民税の申告を行わなかったため、税額の決定を受けているとき
- ③ 過去3年間に重加算税の賦課や重加算金の決定を受けているとき
- ④ 過去3年間に特定非営利活動促進法に基づく改善命令を受けているとき
- ⑤ 虚偽申請を行ったとき

## NPO法人の設立をお考えの方へ

NPO法人は、資本金の必要もなく、他の法人格よりも比較的簡単に設立できます。

法人格を取得すると、社会的信用が増す、任意団体では行いづらい契約等の手続きが行いやすくなるなどのメリットがありますが、一方で、法人としての義務も発生します。

NPO法人の設立をお考えの方は、法人の権利と義務を十分に理解したうえで、設立準備を行ってください。

### 権利（法人格取得により可能となる事項）の例

- ・社会的信用が増す。
- ・法人名で各種契約を締結することができる。
- ・法人名で銀行口座の開設や借入、不動産の所有や登記ができる。
- ・組織を永続的に維持させることができる。
- ・官公庁からの委託や補助金を受けやすい場合がある。

### 義務（法人格取得により行う必要がある事項）の例

- ・法人運営について総会や理事会の合意が必要となる。
- ・事業報告書等、各種書類の所轄庁への提出が必要となる。
- ・事業報告書、役員名簿等の情報公開が必要となる。
- ・税務申告義務がある。
- ・解散する際は、総会の決議及び官報への掲載（有料）等が必要となる。

## 設立の認証申請の前にすべきこと

NPO法人設立の認証申請の前には、しなければならないことがあります。

### 設立総会に必要な書類の作成

- ① 設立趣旨書（法人設立の趣旨、申請に至るまでの経緯を記した書面）の作成
- ② 定款（法人の目的や実施する事業内容、法人の運営内容等を記した書類）の作成
- ③ 設立初年度及び翌年度の事業計画書の作成
- ④ 設立初年度及び翌年度の活動予算書の作成

### 設立総会の開催

設立総会を開催し、法人設立の意思決定を行うとともに、上記①～④の書類の議決等を行います。

所轄庁からの  
お願い!!

可能な限り、設立総会前に、作成した書類の内容チェックを所轄庁に依頼してください（事前予約が必要です）。設立総会后に法人運営上の重要事項に誤り等が判明した場合は、設立総会のやり直しが必要となることがあります。



《法人格比較表》

法人名	特定非営利活動法人	認定特定非営利活動法人	一般社団法人		一般財団法人		任意団体
			非営利型	その他	非営利型	その他	
根拠法	特定非営利活動促進法		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		なし
性格	非営利		非営利		非営利		営利／非営利
目的事業	特定非営利活動(NPO法別表の20分野)を主目的とする		目的や事業に制約がない。公益事業、収益事業、共益型事業等の事業実施が可能		目的や事業に制約がない。公益事業、収益事業、共益型事業等の事業実施が可能		任意
監督行政	所轄庁(主たる事務所を所管する都道府県の長及び政令指定都市の長)		なし(※公益社団法人には行政庁が存在する)		なし(※公益社団法人には行政庁が存在する)		なし
成立方法	所轄庁の認証後、登記によって成立	NPO法人のうち、要件を満たしていれば所轄庁が認定する	公証人役場での定款(注1:非営利性が徹底した定款等)認証後に登記により成立《準則主義》	公証人役場での定款認証後に登記により成立《準則主義》	公証人役場での定款(注1:非営利性が徹底した定款等)認証後に登記により成立《準則主義》	公証人役場での定款認証後に登記により成立《準則主義》	任意
設立要件	社員10人以上(常時)		社員2人以上(常時1人以上)		拠出財産300万円以上(純資産が2事業年度連続して当該額を割り込むと強制解散)		任意
議決権	1社員1票		原則 1社員1票		1評議員1票		任意
最高議決機関	社員総会		社員総会		評議員会		任意
役員	理事3人以上 監事1人以上		理事3人以上	理事1人以上	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上		任意
			監事不設置も可、大規模法人は会計監査人が必要		大規模法人は会計監査人が必要		任意
役員の親族等割合制限	あり		あり	なし	あり	なし	なし
			公益社団法人には親族規定が存在する		公益財団法人には親族規定が存在する		
代表権	各理事(定款により制限可能)		各理事(定款により制限可能)		代表理事		任意
公開及び事務所備置き資料	定款、役員名簿、5年間に作成された事業年度報告(報告書、計算書類、年間役員名簿、社員名簿)	認定特定非営利活動法人に義務づけられている書類	定款、社員名簿、会議議事録、計算書類等(計算書類、報告)付属明細及び会計帳簿		定款、社員名簿、会議議事録、計算書類等(計算書類、報告)付属明細及び会計帳簿		任意
	所轄庁にも提出が義務づけられており、広く一般へ閲覧・謄写により公開する		社員、債権者のみ限定的に閲覧・謄写により公開する(提出義務及び一般への公開なし)		評議員、債権者のみ限定的に閲覧・謄写により公開する(提出義務及び一般への公開なし)		任意
貸借対照表の公告方法	①官報 ②日刊紙 ③電子公告 ④主たる事務所の公衆の見やすい場所での掲示		①官報 ②日刊紙 ③電子公告 ④主たる事務所の公衆の見やすい場所での掲示		①官報 ②日刊紙 ③電子公告 ④主たる事務所の公衆の見やすい場所での掲示		任意
剰余金の扱い	剰余金の分配不可		剰余金の分配不可		剰余金の分配不可		任意
税制等	・税法上の「収益事業」に対しては課税される ・原則、収益事業を行わない場合、法人住民税の均等割のみ課税される	税法上の「収益事業」課税、寄付金の税額控除、みなし寄付金等が適用される	・税法上の「収益事業」に対しては、課税される ・みなし寄付金制度なし ・原則、収益事業を行わない場合、法人住民税の均等割のみ課税される	・営利法人と同じ税率で、全ての所得が課税対象 ・みなし寄付金制度なし	・税法上の「収益事業」に対しては、課税される ・みなし寄付金制度なし ・原則、収益事業を行わない場合、法人住民税の均等割のみ課税される	・営利法人と同じ税率で、全ての所得が課税対象 ・みなし寄付金制度なし	税法上の「収益事業」に対しては課税される
法定設立費用	無料		公証役場認証手数料5万円 登記手数料(登録免許税)6万円 (従たる事務所では9千円)		公証役場認証手数料5万円 登記手数料(登録免許税)6万円 (従たる事務所では9千円)		無料
その他			・基金制度を設けられる(注2) ・一般社団法人の設立者には、法人もなることができる		一般財団法人の設立者には、法人もなることができる		

(注1) 税制上の要件を全て満たす法人に限る(法人税法2九の二イ、同法施行令3①)

(注2) 定款に基金を引き受ける者の募集に募集に関する規定等を定める必要がある(一般社団・財団法人法131)

## 6 認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

### (1) 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2③、44①）。

#### **平成 28 年改正点**

### (2) 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2④、58①）。

本制度は平成 23 年の法改正で導入され、「仮認定 NPO 法人」という名称を用いていましたが、平成 28 年の法改正により、「特例認定 NPO 法人」という名称に改められました。

### (3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット

#### ① 寄附者に対する税制上の措置

##### イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法 41 の 18 の 2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法 37 の 2①三四、314 の 7①三四）。

##### ロ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。

##### ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

#### ② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2①）。

#### (4) 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

#### (5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法47）。

##### ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

##### ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

##### ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

##### ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

##### ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人

##### ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

#### (6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②、61一）。



## 第2章 手続きの流れ

〔 設立認証、事業報告、  
役員・定款変更 〕

## 1 設立の認証（フロー図 P20、提出書類一覧 P34）

### (1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法 10①）。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち 10 人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ⑥ 確認書
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

（注） 申請書及び添付書類の標準的な様式例は、41 頁以降をご覧ください。



### 【平成 28 年改正点】

ロ 所轄庁は、認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次の①及び②に掲げる事項を公告、又はインターネットの利用により公表するとともに、上記①、②、⑦、⑨、⑩の書類は、受理した日から 1 カ月間、公衆の縦覧に供する必要があります（法 10②）。

（公告等事項）

- ① 申請のあった年月日
- ② 申請に係る NPO 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

（注） なお、法の特例として、国家戦略特別区域会議が、特定非営利活動法人設立促進事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合、上記の公衆の縦覧に供する期間は 2 週間とされています（国家戦略特別区域法 24 の 3）。

ハ 提出書類に不備があるときは、その不備が所轄庁の条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から 2 週間に満たない場合に限りです。）（法 10③）。

（注） 軽微なものとしては、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るもの等です。

### (2) 認証の基準

所轄庁は、NPO 法人を設立しようとする者からの申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません（法 12①）。

- ① 設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係る NPO 法人が特定非営利活動（※注 1）を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ホのいずれにも該当する団体であること（法 2②関連）

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の総数の 3 分の 1 以下であること

ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする

ものでないこと

ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。(※注2)

ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

③ 当該申請に係る NPO 法人が次のイ及びロに該当しないものであること

イ 暴力団

ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

④ 当該申請に係る NPO 法人が10人以上の社員を有するものであること

(注1) 特定非営利活動とは、以下の①～⑳に掲げる活動であって(法別表)、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものです(法2①)。

① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

② 社会教育の推進を図る活動

③ まちづくりの推進を図る活動

④ 観光の振興を図る活動

⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

⑦ 環境の保全を図る活動

⑧ 災害救援活動

⑨ 地域安全活動

⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

⑪ 国際協力の活動

⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

⑬ 子どもの健全育成を図る活動

⑭ 情報化社会の発展を図る活動

⑮ 科学技術の振興を図る活動

⑯ 経済活動の活性化を図る活動

⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

⑱ 消費者の保護を図る活動

⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動(※注3)

(注2) 政治活動には具体的な施策を推進することは含まれません。

(注3) ⑳は、京都府・京都市では定めていません。

### (3) 認証又は不認証の決定

所轄庁は、正当な理由がない限り、申請書を受理した日から3カ月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。(法12②③)。

### (4) 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します(法13①)。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日

から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。また、その他の事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、その他の事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、その他の事務所の所在地の登記をする必要があります（組登令11）。

NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法13②）。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法13③）。

## 2 事業の報告（フロー図 P21、提出書類一覧 P35）

NPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書等（以下①～⑦の書類）を所轄庁に提出しなければなりません（法29）。

なお、所轄庁は、上記事業報告書等について、NPO法人から3年以上にわたって提出が行われないときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます（法43①）。

- ① 事業報告書等提出書
- ② 事業報告書
- ③ 活動計算書
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 財産目録
- ⑥ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑦ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

### **【平成28年改正点】**

#### イ 貸借対照表の公告

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法28の2）。

（注1）平成28年法改正により、NPO法人の負担の軽減として、登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、貸借対照表の公告が義務付けられました。

（注2）この規定は、公布の日（平成28年6月7日）から起算して2年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「2号施行日」といいます。）以後に平成28年改正後の法28①の規定により作成する貸借対照表について適用されます（平成28年改正法附則4①）。

（注3）（注2）に関わらず、NPO法人が施行日（平成29年4月1日）より前に作成、又は施行日から2号施行日の前日までの間に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下「特定貸借対照表」といいます。）については、次のいずれかのときに定款で定める方法により公告しなければなりません（平成28年改正法附則4②③）。

a 2号施行日に平成28年改正後の法28の2①の規定により作成したものとみなして特定貸借対照表を公告する

b 2号施行日までに特定貸借対照表を公告する

（注4）2号施行日までは、特定貸借対照表の公告とともに、資産の総額の登記も必要となります。





## 【平成 28 年改正点】

### □ 貸借対照表の公告の方法

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

#### （解説）

NPO 法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法（法 28 の 2 ①一）
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法 28 の 2 ①二）
  - （注） ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります（法 28 の 2 ②）。また、一度掲載することで公告となります。
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）（法 28 の 2 ①三）
  - （注 1） 内閣府令で定めるものとは、法規第 1 条第 1 号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。（法規 3 の 2 ①）
  - （注 2） ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。（法 28 の 2 ③）
  - （注 3） 公告をしなければならない期間（以下「公告期間」といいます。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります（法 28 の 2 ④）。
  - （注 4） 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法 28 の 2 ⑤）。
    - a 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること（法 28 の 2 ⑤一）
    - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと（法 28 の 2 ⑤二）
    - c NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法 28 の 2 ⑤三）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法（法 28 の 2 ①四、法規 3 の 2 ②）
  - （注 1） 「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています（法規 3 の 2 ②）。
  - （注 2） 公告期間は、「当該公告の開始後 1 年を経過する日までの間」となります（法規 3 の 2 ③）。

### 3 役員変更の届出（フロー図 P21、提出書類一覧 P37）

NPO法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を届け出なければなりません（法23①）。

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除きます。）には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を所轄庁に提出する必要があります（法23②）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①）。

（注）「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①～⑧が該当します。

- ① 新任
- ② 再任
- ③ 任期満了
- ④ 死亡
- ⑤ 辞任
- ⑥ 解任
- ⑦ 住所又は居所の異動
- ⑧ 改姓又は改名

全役員が再任した場合でも、役員変更等届出書の提出が必要です！  
新任には、理事から監事又は監事から理事への役職変更も含まれます！

#### 《参考》 定款による代表権の定めについて

平成24年4月1日に施行された特定非営利活動促進法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません（組登令2、別表）。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要がなくなりました。

（注）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

### 4 定款の変更

NPO法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法25①）。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます（法14の9①）。

#### (1) 認証の申請（フロー図 P22、提出書類一覧 P36）

##### イ 申請書の提出

NPO法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を所轄庁に提出し、所轄庁の認証を受ける必要があります（法25③④）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項

- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

（注）当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

## □ 認証又は不認証の決定



### **[平成 28 年改正点]**

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から1カ月間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、申請書の受理後3カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法 25⑤）。

## ハ 登記

認証後、NPO 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3①、組登令 11③）。

登記完了後、NPO 法人は、定款変更登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法 25⑦）。

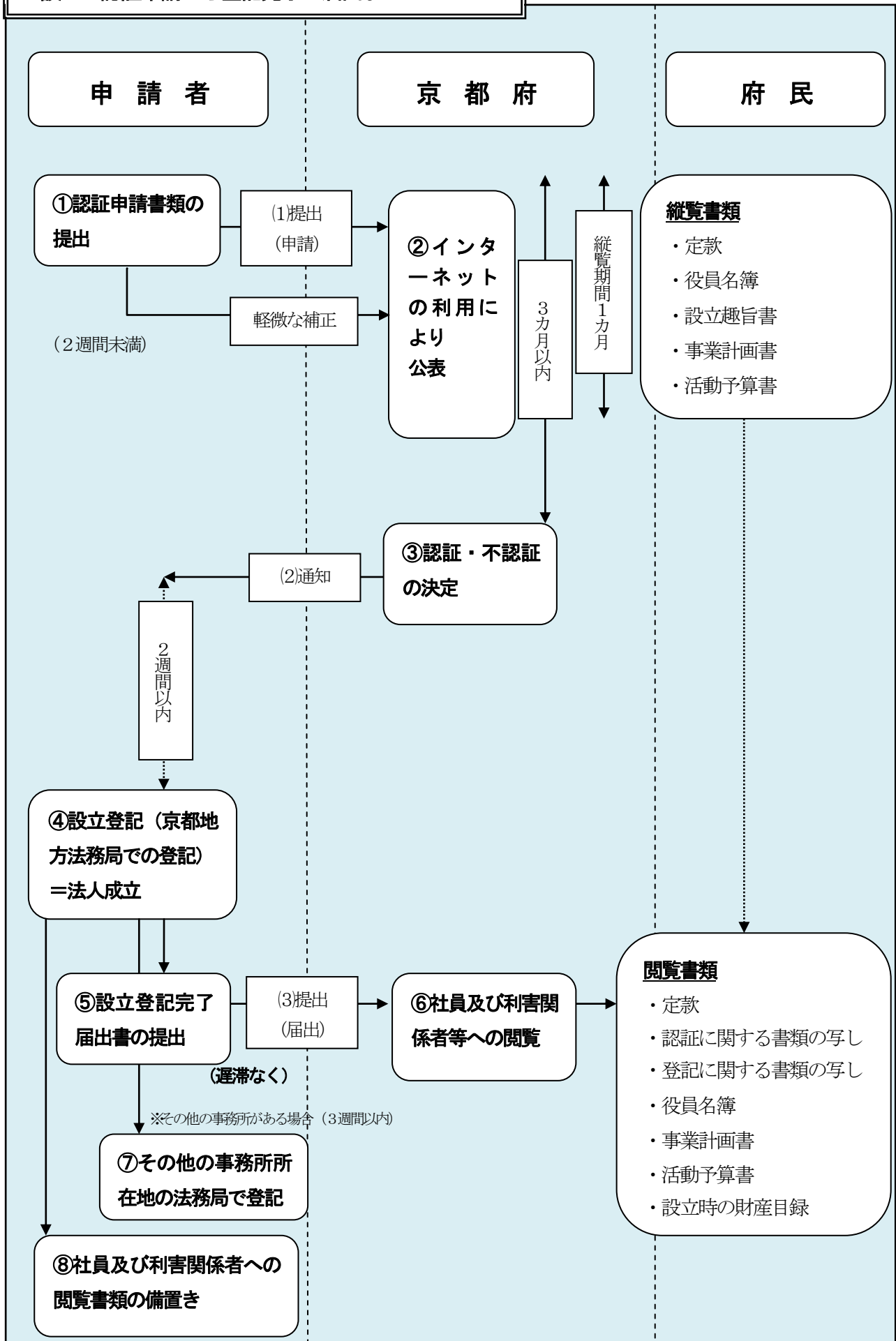
（注）所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁（旧所轄庁）を経由して変更後の所轄庁（新所轄庁）に提出することとなります（法 26）。つまり、NPO 法人は変更前の所轄庁に当該書類を提出することとなります。

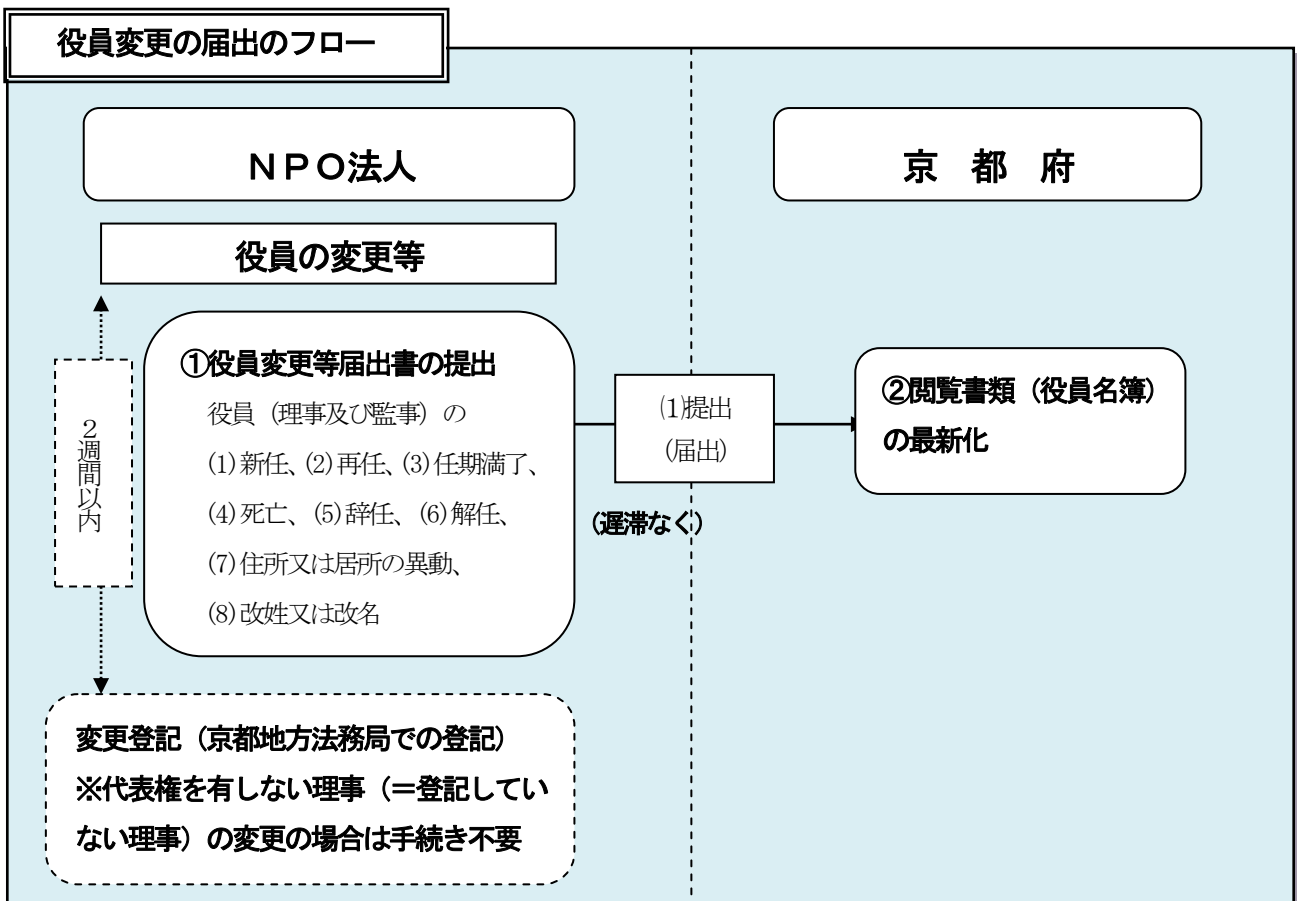
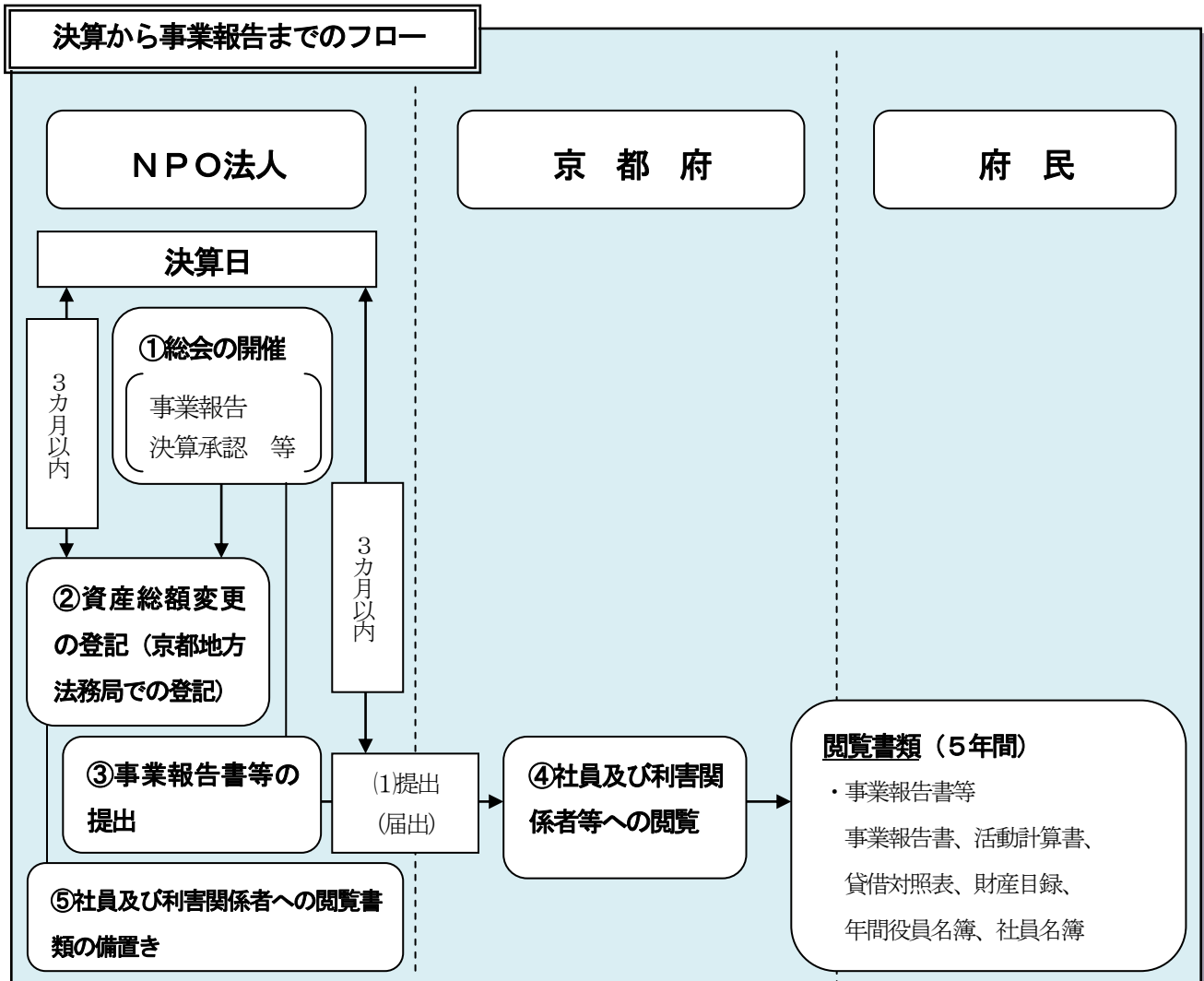
## (2) 届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

### **(フロー図 P23、提出書類一覧 P37)**

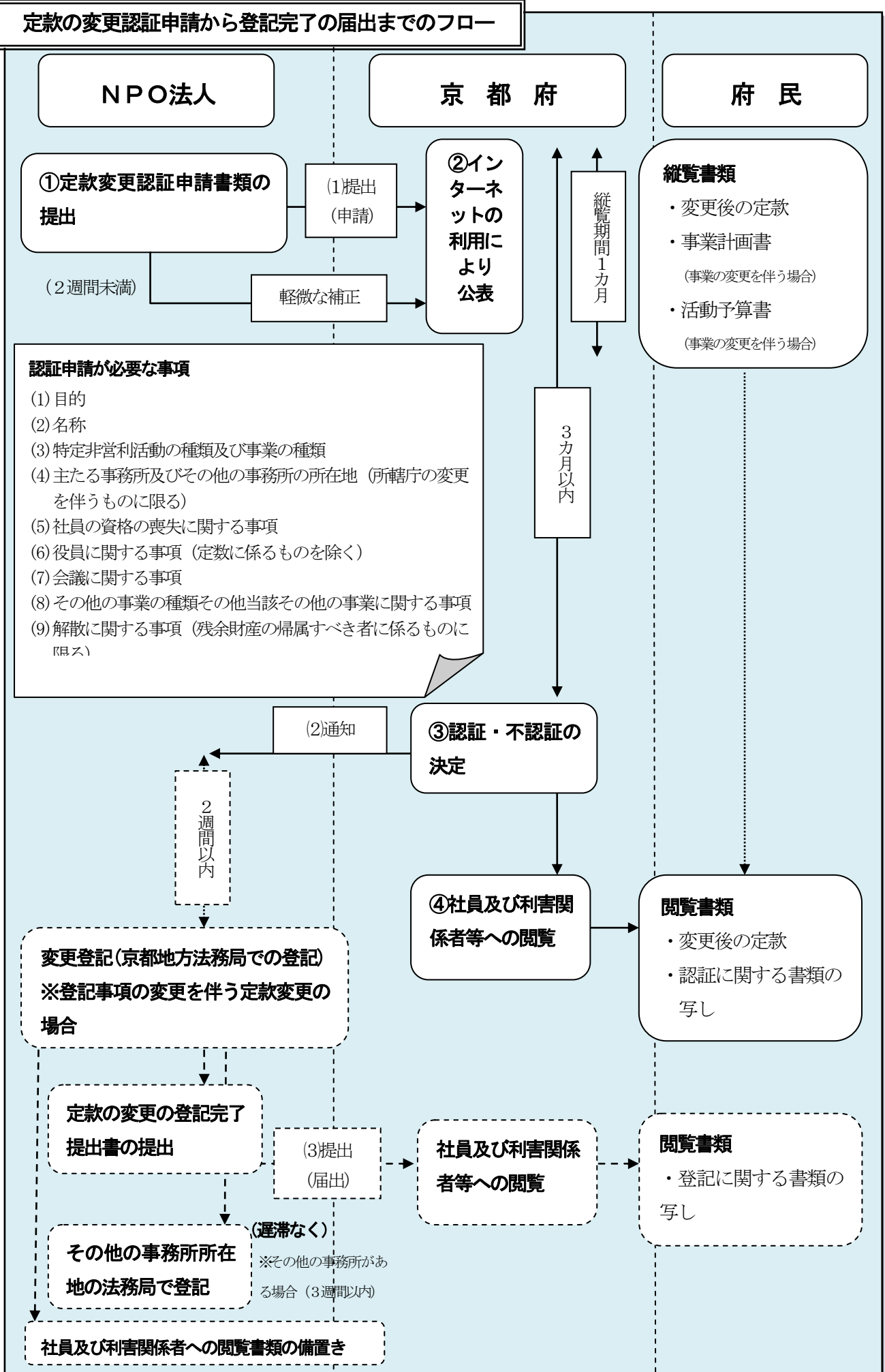
所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの P23 フローの(1)~(8)に掲げる事項のみに係る変更の場合には、所轄庁の認証は不要であり、所轄庁に対する届出のみが必要となります。この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 25⑥）。また、法人は、事務所の所在地の変更があった登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3①、組登令 11③）。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法 25⑦）。

設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー

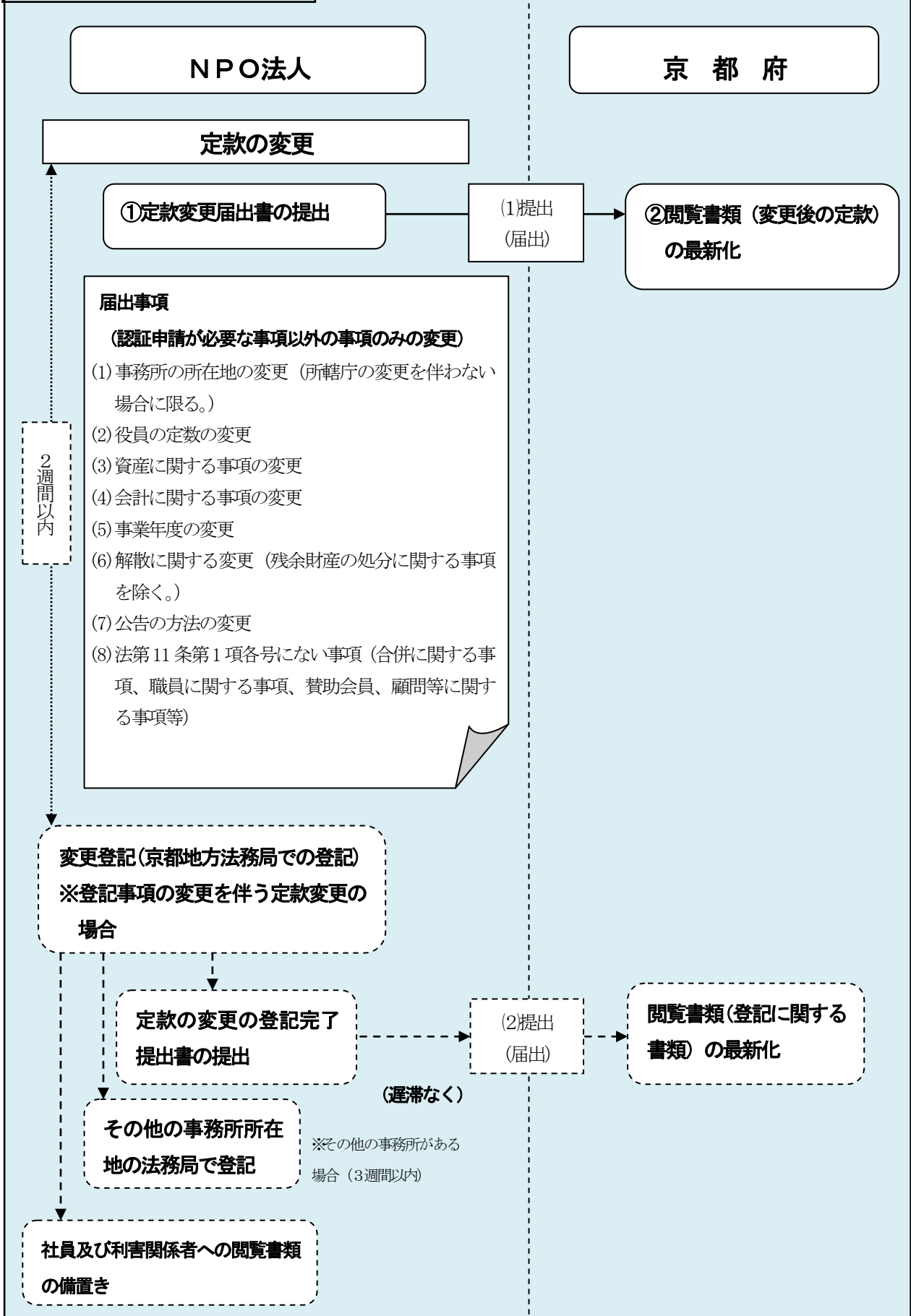




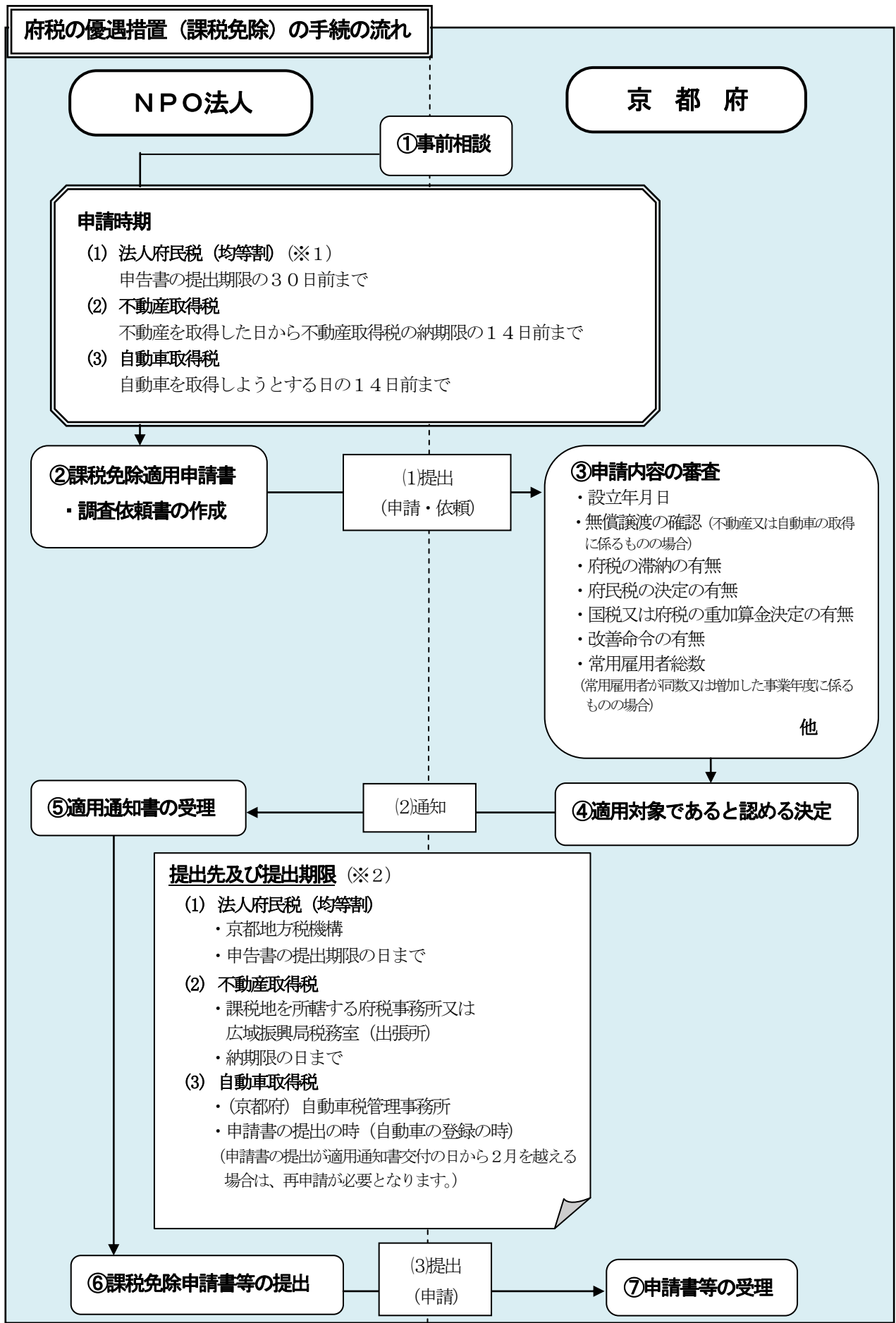
定款の変更認証申請から登記完了の届出までのフロー



**定款変更の届出のフロー**



# 府税の優遇措置（課税免除）の手続の流れ



※1 NPO 法人のうち、「法人税法上の収益事業」を行う法人のみが税の対象となります。  
 ※2 各手続の提出期限を経過すると課税免除の適用を受けることができませんのでご注意ください。



## 第3章 管理・運営

## 1 NPO 法人の情報公開

### [平成 28 年改正点]

NPO 法人は、毎事業年度の初めの 3 カ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、下記「閲覧又は謄写することができる書類」表に掲げた事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その NPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28①）

また、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をその NPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28②）。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法 28③）。

一方、所轄庁は、NPO 法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から 5 年以内に提出を受けたものに限ります。）、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければなりません（法 30）。

### [平成 28 年改正点]

このほか、NPO 法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、内閣府総理大臣と所轄庁に対して、NPO 法人の活動状況等に関するデータベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて国民への迅速な情報を提供できるよう必要な措置を講ずる旨規定されています（法 72）。また、所轄庁及び NPO 法人に対して、NPO 法人の活動状況等の情報を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されています（法 72②）。

#### ○ 閲覧又は謄写することができる書類

書類名	NPO 法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等	○	○
事業報告書		
計算書類(活動計算書、貸借対照表) 財産目録		
年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)		
社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿		
定款等(定款、並びにその認証及び登記に関する書類の写し)(注 1)	(注 2)	(注 2)

(注 1) 「認証及び登記に関する書類の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含まれます。

(注 2) 所轄庁又は NPO 法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

## 2 NPO 法人に対する監督等

### (1) 報告及び検査

イ 所轄庁は、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」といいます。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、所轄庁の職員に、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（法 41①）。

ロ 立入検査の手続に関する義務は、次のように定められています。

- ① 所轄庁は、上記イの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる理由を記載した書面を、あらかじめ、当該 NPO 法人の役員等に提示することとされています（法 41②）。
- ② 当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされておりますが、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 41③④）。

### (2) 改善命令

所轄庁は、NPO 法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます（法 42）。

### (3) 設立の認証の取消

イ 所轄庁は、NPO 法人が上記(2)の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、また NPO 法人が3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

ロ 所轄庁は、NPO 法人が法令に違反した場合、上記(2)の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます（法 43②）。

ハ 設立認証の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等について、次のように定められています（法 43③④）。

- ① 認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該 NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ② 所轄庁は、①の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該 NPO 法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

## 罰 則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

### イ 50万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、上記(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法 78①一）
- ② 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法 79①）

### ロ 20万円以下の過料

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法 80）。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法 80 一）
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定（法 14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 二）
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出（法 23①）、定款変更の届出（法 25⑥）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備置きの規定（法 28①②）に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法 25⑦）、事業報告書等の提出（法 29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定（法 31 の 3 ②、法 31 の 12①）の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき（法 80 六）
- ⑦ NPO 法人が貸借対照表の公告（法 28 の 2）の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等（法 31 の 10①）及び破産手続開始の申立てに関する公告（法 31 の 12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法 80 七）
- ⑧ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定（法 35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 八）
- ⑨ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定（法 35②、36②）に違反したとき（法 80 九）
- ⑩ 上記(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

### ハ 10万円以下の過料

NPO 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10万円以下の過料に処せられます（法 81）。

## 第4章 合并、解散

## 1 NPO法人の合併（フロー図 P31、提出書類一覧 P38）

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33)。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法34)。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

(注)「一定の期間内」の期間は、2カ月を下回ってはなりません(法35②)。

## 2 NPO法人の解散・清算（フロー図 P32、提出書類一覧 P39）

### (1) NPO法人の解散

イ NPO法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します(法31①)。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります(法31②③)。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません(法31④)。

ニ 解散後、清算中のNPO法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます(法31の4)。

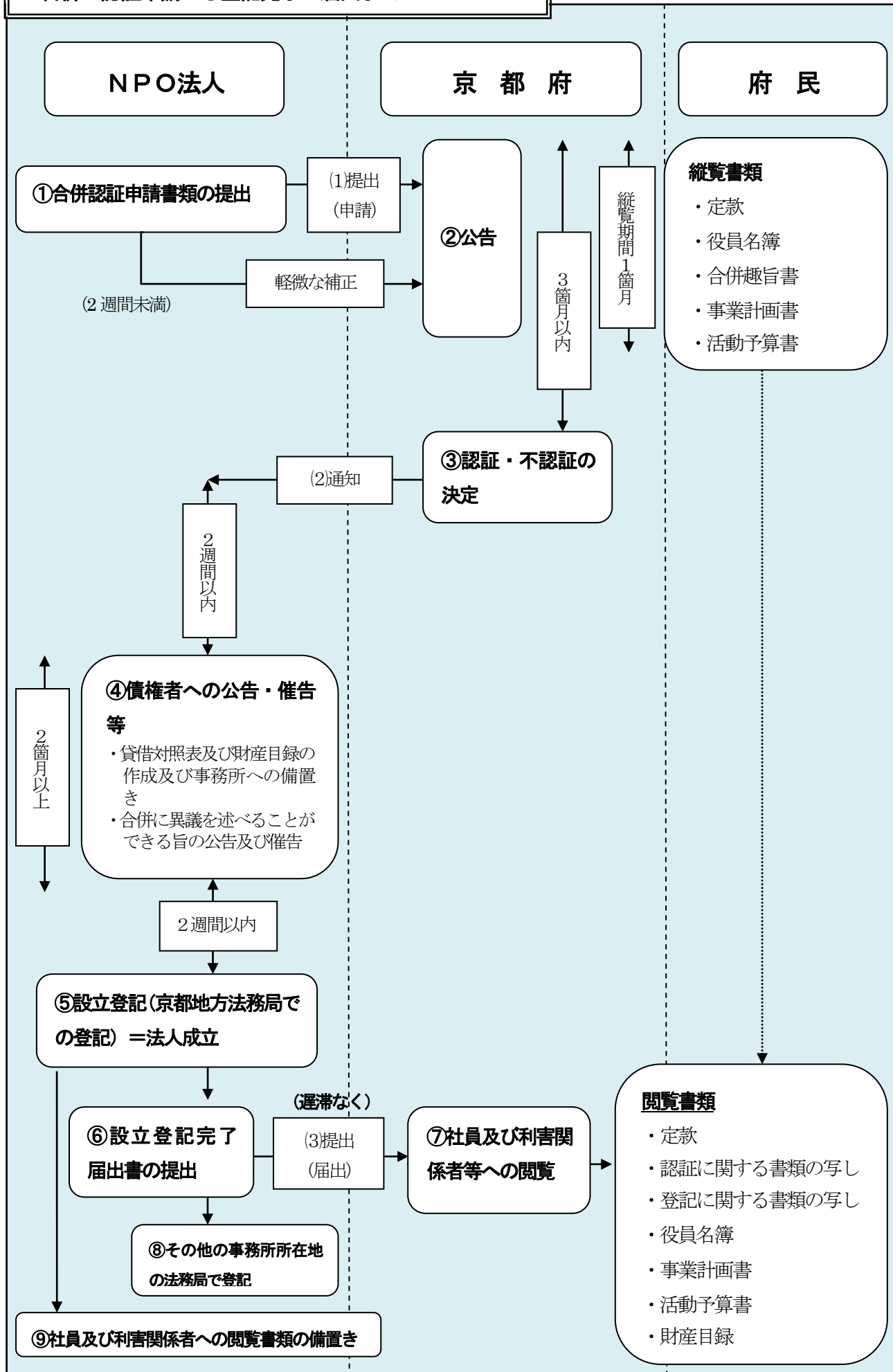
### (2) 清算の結了手続

NPO法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります(法31の5、法31の9、法32の2①)。

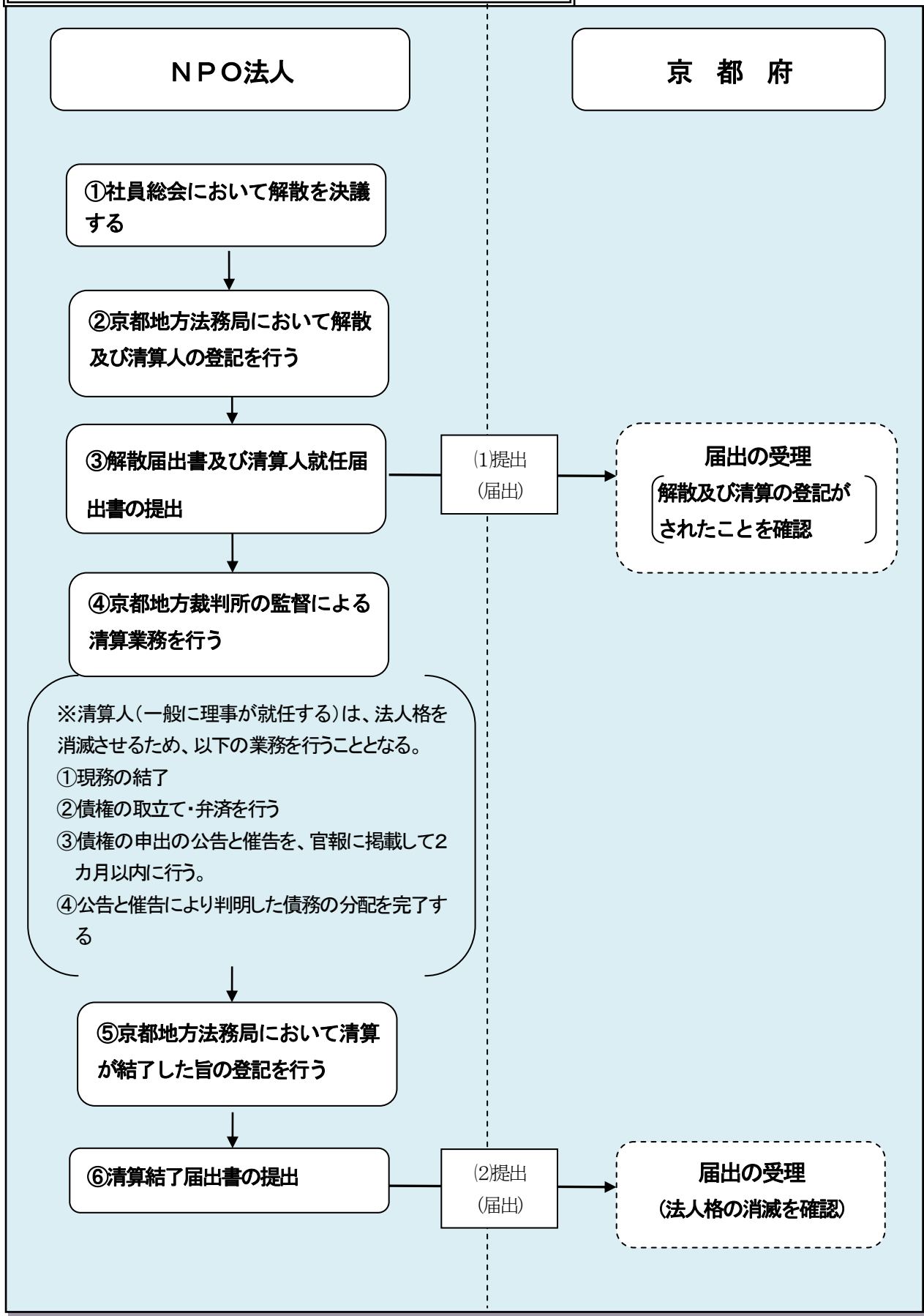
- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

(注) 債権の申出の公告は、解散後、遅滞なく、少なくとも1回、官報に掲載して行う必要があります(法31の10①④)。清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該NPO法人の法人格が消滅することとなります。また、清算人は登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません(法32の3)。

合併の認証申請から登記完了の届出までのフロー



総会における解散の決議から清算終了までのフロー





## 第5章 提出書類一覧

※ここでは、京都府に申請する場合の手続を説明します。

他の都道府県、政令指定都市に申請する場合は、様式等が異なる場合がありますので  
ご注意ください。

# 1 設立時に提出する書類 [設立認証申請時]

提出書類（添付書類）	部 数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	規則	
◆設立認証申請書	1	§10①	§2①	§2①	41
・定款	2 (1部は縦覧用)	§10①一		§2②	43
・役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員 についての報酬の有無を記載した名簿)	2 (1部は縦覧用)	§10①二イ		§2②	55
・就任承諾及び誓約書の謄本 (各役員が法第20条各号に該当しないこと 及び法第21条の規定に違反しないことを 誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本)	1	§10①二ロ			56
・各役員の住所又は居所を証する書面 (※本籍地の記載は不要)	1	§10①二ハ	§2②③④		
・社員のうち10人以上の者の名簿	1	§10①三			57
・確認書	1	§10①四			58
・設立趣旨書	2 (1部は縦覧用)	§10①五		§2②	59
・設立についての意思の決定を証する議事録 の謄本	1	§10①六			60
・設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業 計画書	2 (1部は縦覧用)	§10①七		§2②	62
・設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動 予算書	2 (1部は縦覧用)	§10①八		§2②	66
◆補正書（※）	1	§10③	§2⑤	§4	74

(※)補正書には、補正後の書類（申請書又は申請書の添付書類）を添付してください。なお、申請時に2部必要な書類について補正した場合は、補正書の添付資料としても2部必要です。

## [法人成立後]

提出書類（添付書類）	部 数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	規則	
◆設立登記完了届出書	1	§13②		§5①	75
・登記事項証明書	1	§13②			
・登記事項証明書の写し	1 (閲覧用)			§5②	
・設立の時の財産目録	2 (1部は閲覧用)	§13②		§5③	76

## 2 事業年度終了後に提出する書類

提出書類（添付書類）	部 数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	規則	
◆事業報告書等提出書	1			§10①	77
・事業報告書	2 (1部は閲覧用)	§29	§5	§10②	78
・活動計算書 又は 収支計算書（経過措置）	2 (1部は閲覧用)	§29 旧法附則§6②③		§10②	80
・貸借対照表	2 (1部は閲覧用)	§29		§10②	84
・財産目録	2 (1部は閲覧用)	§29		§10②	88
・年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2 (1部は閲覧用)	§29		§10②	101
・社員のうち10人以上の者の名簿 (前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面)	2 (1部は閲覧用)	§29		§10②	102

### 3 変更等があった際に提出する書類

#### I 定款変更認証申請

[定款変更認証申請時]

提出書類（添付書類）	部数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	細則	
◆定款変更認証申請書	1	§25④	§3①	§7①	103
・定款変更を議決した総会の議事録の謄本	1	§25④			106
・変更後の定款	2 (1部は縦覧用)	§25④		§7②	
定款の変更を伴う事業の変更の場合	・定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2 (1部は縦覧用)	§25④	§7②	62
	・定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2 (1部は縦覧用)	§25④	§7②	66
所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合	・役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2 (1部は縦覧用)	§26②	§7②	55
	・確認書	1	§26②		58
	・直近の事業報告書等（35頁参照） 事業報告書 活動計算書（又は収支計算書） 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 社員のうち10人以上の者の名簿 (設立後、事業報告書等が作成されるまでの間は)（34頁参照） 設立認証申請時の事業計画書 設立認証申請時の活動予算書 設立認証申請時の財産目録	1	§26②		
◆補正書（※）	1	§25⑤	§2⑤	§7③	74

(※) 補正書には、補正後の書類（申請書又は申請書の添付書類）を添付してください。なお、申請時に2部必要な書類について補正した場合は、補正書の添付資料としても2部必要です。

[登記完了後]（登記事項の変更を伴う定款変更の場合に限る。）

提出書類（添付書類）	部数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	細則	
◆定款変更登記完了提出書	1			§9①	109
・登記事項証明書	1	§25⑦			
・登記事項証明書の写し	1 (閲覧用)			§9②	

## II 定款変更届

### [定款変更届出書提出時]

提出書類（添付書類）	部 数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	細則	
◆定款変更届出書	1	§25⑥	§3②	§8①	108
・定款変更を議決した総会の議事録の謄本	1	§25⑥			106
・変更後の定款	2 (1部は閲覧用)	§25⑥		§8②	

### [登記完了後]（登記事項の変更を伴う定款変更の場合に限る。）

提出書類（添付書類）	部 数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	細則	
◆定款変更登記完了提出書	1			§9①	109
・登記事項証明書	1	§25⑦			
・登記事項証明書の写し	1 (閲覧用)			§9②	

## III 役員変更

提出書類（添付書類）	部 数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	細則	
◆役員変更等届出書 (役員（理事及び監事）の新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名)	1	§23①		§6①	110
・変更後の役員名簿	2 (1部は閲覧用)	§23①		§6②	55
新任の役員（再任を除く。）のみ	・就任承諾及び誓約書の謄本 (各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本)	1	§23②		56
	・各役員の住所又は居所を証する書面 ※本籍地の記載は不要	1	§23②	§6③	

#### IV 合併

##### [合併認証申請時]

提出書類（添付書類）	部数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	細則	
◆合併認証申請書	1	§34④	§9	§17①	113
・合併の議決をした総会の議事録の謄本	1	§34④			/
・定款	2 (1部は縦覧用)	§34⑤		§17②	/
・役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員 についての報酬の有無を記載した名簿)	2 (1部は縦覧用)	§34⑤		§17②	55
・就任承諾及び誓約書の謄本 (各役員が法第20条各号に該当しないこと 及び法第21条の規定に違反しないことを 誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本)	1	§34⑤			56
・各役員の住所又は居所を証する書面 ※本籍地の記載は不要	1	§34⑤	§2②③④		/
・社員のうち10人以上の者の名簿	1	§34⑤			57
・確認書	1	§34⑤			58
・合併趣旨書	2 (1部は縦覧用)	§34⑤		§17②	59
・合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業 計画書	2 (1部は縦覧用)	§34⑤		§17②	62
・合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動 予算書	2 (1部は縦覧用)	§34⑤		§17②	66
◆補正書（※）	1	§34⑤	§2⑤	§17②	74

(※) 補正書には、補正後の書類（申請書又は申請書の添付書類）を添付してください。なお、申請時に2部必要な書類について補正した場合は、補正書の添付資料としても2部必要です。

##### [登記完了後]

提出書類（添付書類）	部数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	細則	
◆合併登記完了届出書	1	§39②		§18①	114
・登記事項証明書	1	§39②			/
・登記事項証明書の写し	1 (閲覧用)			§18②	/
・合併当初の財産目録	2 (1部は閲覧用)	§39②		§18②	115

## V 解散

提出書類（添付書類）	部 数	根拠法令等			参照頁
		法律	条例	細則	
◆解散認定申請書 （目的とする事業の成功の不能認定）	1	§31②	§7	§12	116
・事業の成功の不能を証する書面（様式自由）	1	§31③			
◆解散届出書 （総会決議、定款で定めた解散事由、社員の欠亡、破産 手続開始の決定による解散の場合）	1	§31④		§13①	117
・解散及び清算人の登記を示す登記事項証明書	1			§13②	
◆清算人就任届出書 （清算中に就任した場合）	1	§31の8		§14①	118
・清算人の登記を示す登記事項証明書	1			§14②	
◆残余財産譲渡認証申請書 （定款に残余財産を帰属すべき者の規定がない場合）	1	§32②	§8	§15	119
◆清算結了届出書	1	§32の3		§16①	120
・清算結了の登記を示す登記事項証明書	1			§16②	

